

「東京オリンピック・パラリンピックアスリート強化・支援事業」

(障害者スポーツ選手の掘り起こし)

支出基準額表

支出科目	基準額及び説明		事務処理要領	支給 明細書	領収 書綴	負担割合	
謝金	県外のコーチ・講師等を招聘した場合 20,000円以内(1日) 県内のコーチ・講師等を招聘した場合 5,000円以内(1日) ※講演会、講習会において、パラリンピック 出場選手など、著名人に講師を依頼する場 合については上記の限りではない。 介助者等を活用した場合 3000円以内(1日)		1日 本人の領収書	○		10/10	
旅費	交通費	領収書 のある もの	実費	業者の領収書		○	10/10
		領収書 のない もの	実費 公共交通機関(バス・電車) 自家用車については、 1km30円自己申告 ※有料道路は領収書を添付	6-6号様式 にて提出	○		
	宿泊費	実費		業者の領収書		○	
食糧費	実費	昼食等	業者の領収書		○	10/10	
需用費	実費	事務用品、コピー用紙、資料印刷費等	業者の領収書		○	10/10	
消耗品費	実費	ボール・ラケット、医薬品等	業者の領収書		○	10/10	
保険料	実費	行事保険料等	業者の領収書		○	10/10	
役務費	実費	郵送料・競技用具運搬費等・車借上げ 料	業者の領収書		○	10/10	
会場及び競技 用具使用料	実費	会場使用料・器具用具使用料等	支払い証明書 又は業者領収書		○ ○	10/10	
競技用具費 (団体帰属)	実費	競技用具備品購入費及び修理費等	業者の領収書		○	10/10	

(注) 公立学校職員における謝金に取扱いについては、公務(旅費別途の出張)となるため、謝金を受領することはできない。